

裁 判 所	東京地方裁判所
事 件 番 号	平成30年（行ウ）第93号（第1事件）、同第98号（第2事件）、同第99号（第3事件）、同第100号（第4事件）、同101号（第5事件）、同102号（第6事件）、同103号（第7事件）、同104号（第8事件）
事 件 名	国籍確認等請求事件
判決年月日	令和3年1月21日
判 示 事 項	国籍法11条1項の合憲性（積極）
判 決 要 旨	日本国民が自己の志望によって外国の国籍を取得したときは日本の国籍を失うと定めた国籍法11条1項は、憲法10条、13条、14条1項及び22条2項に違反しない。
事案の概要	本件は、日本国籍を有していたものの、その後スイス連邦又はリヒテンシュタイン公国の国籍を自己の志望により取得したX ₁ ないしX ₆ と、現在日本国籍のみを有しており、スイス連邦国籍又はフランス共和国国籍の取得を希望しているX ₇ 及びX ₈ が、国籍法11条1項は憲法の規定に違反して無効であると主張して、＜1＞X ₁ ないしX ₆ については、それぞれ日本国籍を有することの確認を求めるとともに、同項の改正を行わない立法不作為が国家賠償法上違法であるとして、国に対し、X ₁ ないしX ₆ が被った精神的苦痛に対する損害賠償金及び遅延損害金の支払を求め、＜2＞X ₇ 及びX ₈ については、それぞれ外国籍を取得しても日本国籍を失わない地位にあることの確認を求めた事案である。
訟 務 月 報	68巻2号